

令和4年度 地域における公益的な取組推進セミナー

開催要項

1 目的

社会福祉制度の基礎となった「社会福祉事業法」が制定されてから70年経過したことを踏まえて、社会福祉法人の責務として位置づけられた「地域における公益的な取組」について、社会福祉法人の使命・役割という視点から捉えるとともに、ポストコロナにおける社会福祉法人の経営について見据えながら、社会福祉法人としてこの責務をどのように果たしていくべきか考える機会を設け、さらに充実した取組を推進することを目的に開催します。

2 主催

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

3 日時

令和5年1月25日(水) 13時20分～15時15分

4 開催形式

オンライン形式(ツールはZoomを予定)

5 内容(プログラム)

時間	内容
13:00～13:20	入室
13:20～13:30	開会・オリエンテーション
13:30～14:15	講義Ⅰ 「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の意義」 1951年(昭和26年)に「社会福祉事業法」が制定され70年が経過しました。これまでの歩みを振り返りながら、社会福祉法人に求められる使命や役割という視点で「地域における公益的な取組」の意義について解説いただきます。
14:15～14:30	休憩
14:30～15:15	講義Ⅱ 「ポストコロナにおける社会福祉法人経営と『地域における公益的な取組』」 現在、社会福祉法人を取り巻く環境は厳しい状況にある中で、ポストコロナにおける社会福祉法人の経営を見据えながら、どのように『地域における公益的な取組』と向き合い、この責務を果たしていくべきか考えます。
15:15	閉会

【講師】 独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンターシニアリサーチャー

千葉正展氏

プロフィール

株式会社三菱総合研究所等を経て、2001年に社会福祉・医療事業団(現・独立行政法人福祉医療機構)に入職、現在に至る。厚生労働省「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」構成員。全国社会福祉法人経営者協議会制度・政策委員会専門委員。

著書に『社会福祉充実残額と法人経営』(全国社会福祉協議会、2018年)ほか。

6 対 象

県内社会福祉法人役職員、県内社会福祉協議会役職員、市町村行政職員等

7 参加費

無 料

8 申込方法

別紙「参加申込書」にご記入の上、E-mail 又は F A X にて申込みください。

E-mail shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp

F A X 0 2 4 - 5 2 1 - 5 6 6 3

※当日の資料や参加にあたっての URL、ID、パスコード等は、参加申込書に記載いただいたメールアドレスにご案内いたします。

9 申込締切

令和5年1月18日（水）

10 個人情報の取扱いについて

本研修会において参加申込書に記載された個人情報は、運営管理の目的にのみ利用させていただきます。

11 留意事項

(1) 安定した通信環境（可能であれば有線LAN）での接続をお願いします。

(2) セミナーの映像、音声等を録画・録音等の複製行為、外部への公開や二次利用するなどの転載行為は禁止しておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

12 その他

(1) やむを得ない理由で欠席する場合は、速やかに事務局までお申し出ください。

(2) 地震や台風、感染症等により中止や延期とする場合がありますので、ご了承ください。

中止等の決定は申込書に記載いただいたメールアドレスにお知らせいたします。

【申込み先・問合せ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室

電 話 0 2 4 - 5 2 3 - 1 2 5 6 F A X 0 2 4 - 5 2 1 - 5 6 6 3

メール shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp